さくら通信９月号

2020年９月 No.189

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合　徳島県労務能率協会

ねぼけ堂（その５　種銭（たねせん）を貯める）

私は大学の4年間大阪住吉の伯母宅（住吉ねぼけ堂：煎餅屋）に下宿していました。ねぼけ堂は典型的な大阪の商家であり、伯母夫婦は折に触れて商売人の考え方について話してくれました。

伯母夫婦は「事業で成功するためには、質素倹約を行い、種銭（たねせん）を蓄積することが大切である。」言葉を変えれば、自己資金を蓄積し、事業を経営すべきであるという考え方でした。この考え方が現代の全ての事業に妥当するとは思いませんが、事業の基本ではあると思っています。

（竹内）

新型コロナウイルス緊急経済対策で支給を受ける給付金、助成金等の収益計上時期について

1.　新型コロナウイルスの感染拡大の防止から、国及び都道府県が営業活動の自粛要請を行ったことに伴い、緊急経済対策として、国及び地方公共団体等において事業者を支援するため各種の給付金制度が設けられています。

各種の給付金制度には、給付金、助成金、奨励金など（以下「給付金等」といいます。）のほか補助金があります。

給付金等は、制度で定められた支給要件を満たすのであれば、原則申請により支給対象となります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、都道府県等からの休業要請に応じた事業者を対象に支給される休業協力金等もこれに含まれます。

補助金の場合は、上記と異なり、まず制度で定められた支給要件を満たすか否かの審査があり、補助金の交付決定通知後に補助事業を実施するため資産の取得又は経費の先行支出が発生します。その後、実施した補助事業の報告、内容の検査を受けて補助金額確定通知があり、補助金の支給が行われます。

なお、給付金等においても、補助金と同様の手続きを経た上で支給されるものがありますので、具体的な検討に当たっては、各制度の申請規程、交付要綱等の内容をよく確認して判断することが必要となります。

2.　法人税における給付金等、補助金の収益計上時期については、次のとおりです。

法人の支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補填するために雇用保険法、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき交付を受ける給付金等については、その給付の原因となった休業、就業、職業訓練等の事実があった日の属する事業年度終了の日においてその交付を受けるべき金額が具体的に確定していない場合であっても、その金額を見積り、当該事業年度の収益に計上することになります。また、法人が定年の延長、高齢者及び身体障害者の雇用等の雇用の改善を図ったこと等によりこれらの法令の規定等に基づき交付を受ける奨励金等の額については、その支給決定があった日の属する事業年度の収益に計上します（法基通２－１－４２）。

そして、補助金は上記１のとおり、交付決定通知後に支給はされず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１５条（補助金等の額の確定等）に基づく補助金額確定通知後に支給されることから、この通知に基づき収益を計上することになります（法基通１０－２－１（注））。

3.　新型コロナウイルス税制特例法では、同法第４条において家計への支援の観点から給付される一定の給付金等（特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金）について所得税を非課税とする措置は設けられましたが、雇用調整助成金及び持続化給付金についての非課税措置は設けられていません。そうしますと、雇用調整助成金及び持続化給付金は、上記２の給付金等に該当すると判断されますので、これに基づき収益計上を行うことになります。

雇用調整助成金については、法令の規定によりその給付事実（休業手当等）の発生によって具体的に計算が可能であり、その給付額とその原因となった事実による損失の額（実際に支給した休業手当の額等）とを対応させるのが相当ですので、仮に申請手続きを行い、決算日までに助成金の支給決定がなくても金額を見積もり収益（未収入金）に計上することになります（法基通２－１－４２）。

また、持続化給付金については、雇用調整助成金のように実際の経費の支出を前提にしたものではなく、令和２年１月以降新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により前年同月比で事業収入が５０パーセント以上減少したこと等を要件として給付金を支給するものですので、支給決定があった日の属する事業年度に収益に計上することになります（法基通２－１－４２（注））。

以上、当事務所HP「お役立ちコーナー（税務Q&A：TKC 税務研究所提供）」より抜粋。
この他にも経営に有用な情報を多数公開しておりますので、ぜひご覧ください。

（大寺）

傷病手当金

新型コロナウイルスが猛威をふるって、徳島も罹患者が増加しています。そこで、もし、新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、休むようになった場合の傷病手当金の取扱いの確認です。

1. 傷病手当金とは(4つの要件)
   ①業務外の事由による病気･ケガの療養のために休業すること
   ②仕事に就くことができないこと(通常は医師の「労務不能」の意見が必要)
   ③連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
   ④休業期間に給与の支給がないこと

2. 感染が疑われる場合の休業補償
   厚労省から保険者(協会けんぽ･健康保険組合)へ発出された通達
   (1)相談･受診の目安
   ①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
   ②重症化しやすい人で発熱、咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
   ③上記以外で、比較的軽い風邪の症状が続く場合
   (2)発熱等の症状があり、新型コロナウイルスに罹患の疑いある従業員の自宅療養期間⇒「労務不能」に該当
   ※やむを得ない理由により、医療機関の受診をせず、医師の意見書がない場合は、事業主の証明があり、保険者が認めた場合は支給扱いとする⇒最終的な判断は**保険者**
   もちろん、社会保険(健康保険)に加入していることが、条件です。

収束までには、まだまだ時間がかかり、しばらくは不自由な生活が続きそうです。でも、この状況も人間の英知の結集により、新しい生活様式等も生まれながら、克服していくに違いないと信じています。

(竹内政代)

9月の社会保険労務

10日　一括有期事業開始届＜概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事＞(労働基準監督署)

30日　健保･厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書･雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所･公共職業安定所)
支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢･通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

※老人週間(15日～21日)
健康増進普及月間
船員労働安全衛生月間
障害者雇用支援月間

医療係　□　新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金　□

徳島県でも令和2年7月28日より「新型コロナウイルス対応従事者慰労金」の受付が開始されました。初回は7月28日から31日までと申請期間が短かったため8月15日から31日の申請期間に提出された方も多いと思います。以下、給付を受けた後の手順･注意すべき点です。

1. 国保連より慰労金入金後に対象者へ慰労金を給付
   - 慰労金は非課税所得となるので、源泉徴収をしないように注意。
2. 慰労金の対象者への給付後、1か月以内を目途に、実施報告
   - 所定の様式(申請様式のエクセル)により実施報告。(対象者への振込記録、給付が確認できる自署又は押印のある受領簿などの添付が必要)
   - 支出実績が交付額に満たなかった場合は、精算(返金)。

(田中)

資産税係　□　海外中古不動産を活用した節税スキームの規制　□

富裕層の間で、『海外の中古投資不動産を購入して不動産所得で大きな赤字を出して、日本の所得と損益通算して所得税を還付してもらう』というスキームが流行しました。

このスキームの仕組みは下記のとおりです。

- 米国不動産は物件価格に対して建物の比率が高い(7-8割程度)、また、木造でも長期に渡って居住することが出来るため中古物件の価値が落ちない、という実状にあるにも関わらず、国外の建物に対しても日本の建物と同じ耐用年数が適用されるため、貸付をして不動産所得の計算をする際、(特に中古資産では)多額の減価償却費を計上できる。
- 不動産所得の赤字は給与などの他の所得と通算することが出来るので、給与から源泉徴収されていた所得税について還付を受けられる。

こうした海外中古物件を利用した節税スキームについて、令和2年度税制改正では、「国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例」が新設され、個人が、令和3年以後の各年において、海外中古不動産から生じる不動産所得を有する場合において、海外中古不動産所得に損失が生じている場合には、その損失のうち、海外中古不動産の減価償却費に相当する部分の金額は、給与所得等の他の所得と通算できないこととなりました。

ただし、この海外中古不動産を売却する際には、譲渡所得の金額の計算上、上記不動産所得の計算においてなかったものとされた減価償却費については、取得費から控除しないなど、所要の措置が講じられることとなっています。

(坂田)

会計制度　□　時価の算定に関する会計基準②　範囲　□

時価の算定に関する会計基準(以下、「時価算定会計基準」)は、次の項目の時価に適用されます。

- 金融商品に関する会計基準における金融商品
- 棚卸資産の評価に関する会計基準(以下、「棚卸資産会計基準」)におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

金融商品については、国際的な会計基準と整合させることにより国際的な企業間の財務諸表の比較可能性を向上させる便益が高いものと判断し、時価算定会計基準の範囲に含めることとされています。一方、金融商品以外の資産及び負債については、時価算定会計基準の範囲に含めた場合の整合性を図るためのコストと便益を考慮し、原則として、金融商品以外の資産及び負債は時価算定会計基準の範囲に含めないこととされています。

ただし、棚卸資産会計基準におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産については、売買目的有価証券と同様に毎期時価をもって貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益とする処理が求められており、時価の算定についても金融商品と整合性を図ることが適切と考えられることから、時価算定会計基準の範囲に含めることとされています。

（孝志茜）

リスマネ委員会　□　台風被害で支払われる保険金の種類と金額　□

台風による被害に遭った場合、支払われる保険金は以下の4種類です。

1.損害保険金

火災保険の支払要件に該当した場合は、損害保険金が支払われます。

支払われる損害保険金の額は、契約時に定めた保険金額を上限として、実際の損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額です。

2.臨時費用保険金

臨時費用保険金とは、損害保険金とは別に支払われる保険金で、台風による被害で自宅に住めない間に利用したホテルの宿泊費用といった、臨時の出費を賄える保険金です。

臨時費用保険金は、商品によっては付帯が任意となります。付帯せずに契約しているケースもあるため、該当する場合は契約内容を確認してみましょう。

3.残存物片付け費用保険金

残存物片付け費用保険金は、台風による被害によって建物や家財に損害保険金が支払われる場合、瓦礫や残がいを片付ける際に発生した費用の実費と同額の保険金を受け取れる仕組みです。

保険金の支払上限額は、多くの場合で1回の事故につき損害保険金額の10％です。

4.損害防止費用

損害防止費用とは、火災・落雷・破裂・爆発の事故において、損害の発生や拡大を防止するために必要であった費用を被保険者が負担した場合に、保険金を受け取れる補償です。

例えば、台風の雷によって火災が起きたとき、消火器を使って消火活動を行った場合に、消火薬剤の再取得にかかった費用が補償されます。

（さくらビジネス）

建設係　□　経営事項審査の改正　～「監理技術者を補佐する者」の新設(案)～　□

令和3年度の技術検定制度の見直しに伴って創設される「1級技士補」が技術力Zの評価対象となります。

評価対象になるのは、主任技術者となる資格を有し、1級技士補の第1次検定に合格した者です。

この「主任技術者＋1級技士補」を監理技術者の職務を補佐する者として、現場に専任で置いた場合には、監理技術者の兼務が認められることになります。

建設業の種類ごとの技術職員の評価案は以下のとおりです。

	改正前	改正後
6点	監理技術者講習修了者	監理技術者講習修了者
5点	1級技士、技術士　等	1級技士、技術士　等
4点		**監理技術者を補佐する者として配置可能な1級技士補**
3点	登録基幹技能者講習修了者 レベル4技能者	登録基幹技能者講習修了者 レベル4技能者
2点	2級技士、1級技能士 レベル3技能者　等	2級技士、1級技能士 レベル3技能者　等
1点	実務経験10年　等	実務経験10年　等

この改正案は令和3年4月1日に施行予定です。

（岸上）

9月の税務

■9月10日
1　8月分源泉所得税･住民税の特別徴収税額の納付
■9月30日
2　7月決算法人の確定申告＜法人税･消費税･地方消費税･法人事業税･(法人事業所税)･法人住民税＞
3　1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税･地方消費税＞
4　法人･個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税･地方消費税＞
5　1月決算法人の中間申告＜法人税･消費税･地方消費税･法人事業税･法人住民税＞(半期分)
6　消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税･地方消費税＞
7　消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人･個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)＜消費税･地方消費税＞

「さくら通信」広告募集のお知らせ

当社、情報誌「さくら通信」へ掲載する広告を募集します。
多数応募があった場合は、順次掲載していきますので、ご了承ください。
ぜひ、本誌への広告掲載をご検討いただき、貴社のＰＲにお役立てください。

★広告の規格等

掲載サイズ	縦７０mm×横１８０mm程度
掲載位置	裏表紙
色	２色刷り（色は月により変化）
掲載料金	無料

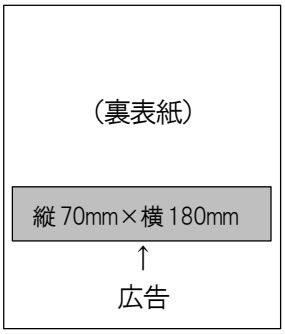

電話・ＦＡＸ・メールのいずれかで、監査担当者または広報担当者まで、掲載希望の旨をご連絡ください。広告掲載が決定しましたら、詳細をご連絡いたしますので、広告原稿・写真等の提出にご協力お願いいたします。

新入職員紹介

新メンバーを迎え、気持ち新たに頑張っていきますので、よろしくお願いします！！

さくら社会保険労務士法人　　山形　勝

はじめまして。７月１日より、さくら社会保険労務士法人に入所いたしました、山形勝と申します。
前々職では総務・経理業務に21年間、前職では保険営業に４年間携わっておりました。
この度ご縁をいただき、53歳で中途入所しました。
入所後は与えられた業務をこなすのに精一杯で、あっという間の一か月でした。一日も早く戦力として活躍できるよう精一杯頑張りますので、ご指導よろしくお願いいたします。
３週間前からウォーキングを始め、目標を一日15,000歩以上・10㎞以上に設定し、毎晩目標達成するまで約２時間歩いています。毎日の自転車通勤と規則正しくなった食生活と合わせて、入所後５㎏ほど痩せました。コロナ禍の中、大好きだった「夜の街」やゴルフ場にも半年ほど近寄っていません。今後、社会保険・労働保険の業務知識や関連法規制も習得していきたいです。

さくら税理士法人　　渡邉　民子

はじめまして。７月１６日より、さくら税理士法人に入所いたしました渡邉民子と申します。
新型コロナの影響で求人が激減する中、採用していただいたことに感謝しております。東京の親戚の話では、冷凍・冷蔵以外の郵便・配達物は１日天日干しをしてから扱うのだそうです。雨天、直射日光を避けるものはどうするのだろうと疑問を持ちましたが、そこまですることに驚き、コロナに対する温度差を感じました。明確な対処法がない今、ソーシャルディスタンス・手洗い・うがいをしっかりとして私なりに予防・体調管理に努めたいと思います。
まだ不慣れなことが多くご迷惑をおかけすることがあると思います。少しでも早く皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話･FAX･ﾒｰﾙ等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用･転載･引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合　徳島県労務能率協会
〒770-0025　徳島市佐古五番町２番５号
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ：http://www.skr39.co.jp/
Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：０８８－６２５－２５５６
FAX：０８８－６５４－１１８１